⑭　株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年３月16日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社ＳＪＩ（以下「ＳＪＩ」という。）と業務提携基本契約の締結の交渉をしていたDigital China Holdings Ltd.（以下「デジタル・チャイナ」という。）の役員から、同人が同契約の締結の交渉に関し知った、ＳＪＩの業務執行を決定する機関が、その発行する株式を引き受ける者の募集を行うこと及びデジタル・チャイナと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実の伝達を受けながら、上記事実が公表された平成21年11月４日より前の同年８月28日、自己の計算において、ＳＪＩの株式合計24株を買付価額合計46万4,040円で買い付けた。

【課徴金額】　55万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年３月16日

審判手続中（平成24年５月31日現在）

⑮　株式会社フェイス社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年３月21日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社フェイス（以下「フェイス」という。）の社員から、同人がその職務に関し知った、フェイスの業務執行を決定する機関が、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の総株主等の議決権の数の100分の５以上の株式を買い集めることについての決定をした旨の公開買付けに準ずる行為の実施に関する事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年１月22日より前の同月20日、自己の計算において、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の株式合計11万株を買付価額合計373万円で買い付けた。

【課徴金額】　133万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年３月21日

課徴金納付命令日　平成24年４月17日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑯　国際石油開発帝石株式会社の契約締結交渉先の社員からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年３月21日

【勧告の対象となった違反事実】

中央三井アセット信託銀行株式会社は、その締結した投資一任契約に基づき、当該契約の相手方がその資産を管理するファンドの資産の運用を行っていたところ、当該運用を行っていた同社社員が、国際石油開発帝石株式会社と株式引受契約の締結に向けた交渉を行っていた証券会社の社員甲から、同証券会社の他の社員乙が交渉に関して知り、甲がその職務に関し知った、国際石油開発帝石株式会社の業務執行を決定する機関が株式の募集を行うことについての決定をした事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成22年７月８日より以前の同月１日から同月７日までの間、上記ファンドの計算において、国際石油開発帝石株式会社の株式合計210株を総額１億124万1,498円で売り付けた。

【課徴金額】　５万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年３月21日

審判手続中（平成24年５月31日現在）

※　ただし、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行われない。

３　その他

⑴　平成22年８月27日に課徴金納付命令勧告を行った、ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者らによる内部者取引に対する課徴金納付命令の勧告のうち、課徴金納付命令対象者５名のうち１名については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、以下の点を争点として争うこととなった。

①　被審人が、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたか。

②　課徴金納付命令が発出されるためには、被審人が、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたことが必要か。

③　被審人は、情報伝達者が会社関係者であることを知っていたか。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点となった上記①については、

被審人は、情報伝達者から重要事実の伝達を受けたものといえる

とし、また、上記②については、

課徴金の納付を命じるためには、特に明文で求められている場合を除いて、故意やこれに相当する認識の存在を必要としないものというべきである

とし、また、上記③については、

課徴金の納付を命ずるに当たっては、行為者の故意やこれに相当する認識の存在を要しないものというべきであるから、被審人のこの点に関する主張は、理由がない

として、平成23年７月20日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

※　本件決定に対して、同人は、平成23年８月19日に大阪地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑵　平成22年12月21日に課徴金納付命令勧告を行った、インスペック株式会社株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告については、被審人が違反事実を否認する旨の答弁書を提出し、被審人が本件株式の売買を誘引する目的を有していたかを争点として争うこととなった。

審判手続を経て、金融庁長官は、争点については、

被審人が本件取引をするに当たり、誘引目的を有していたことが優に認められる

として、平成23年12月26日に課徴金の納付を命ずる決定を行った。

第３　今後の課題

内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。

⑴　第一次情報受領者による内部者取引の増加及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が見受けられるようになっていることなどの不公正取引事案の傾向の変化に適切に対応し、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。

⑵　課徴金納付命令を勧告した事案には、地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。